

景観スポット募集実施要項

1 目的

本市には、立山連峰をはじめ、豊かな自然や人の営みが織りなす、多彩な景観資源がある。まだまだ知られていない景観スポットを発掘するため、後世に引き継いでいきたい美しい景観を眺望できる地点などを広く募集し、景観まちづくりのさらなる機運醸成を図るとともに、良好な景観の推進につなげるもの。

2 募集テーマ

「将来世代に残したい景色」

3 募集期間

令和8年11月2日（月）から令和8年12月25日（金）まで

4 応募資格

住所・年齢要件は問わない。

18歳未満の方は保護者の同意が必要。応募された時点で保護者の同意があったものとみなす。

5 応募方法

- ・応募フォームから応募

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=LR11Hbcl>

- ・1件の応募につき、写真は1枚とする。
- ・写真はJPEG形式で2MBから10MBまでとする。

6 選定基準

- ・写真の良し悪し、加工の有無はスポットの選定に左右しない。
- ・テーマにあったスポットであること
- ・地域の魅力あるスポットであること

7 選定方法

応募があったスポットのうち、6の基準を満たすスポットについて、地域、景観分類（自然・歴史・市街地等）などのバランスを考慮し、景観政策課で決定する。選定数に制限は設けない。

8 公表

- ・ホームページにて公表（令和9年2月中旬予定）
- ・選定されなかった方への連絡はしない。

9 留意事項

- ・一人何点でも応募可とする。
 - ・原則、横長写真とする。
 - ・応募する写真は応募者が著作権を有するものに限る。
 - ・応募された写真について、応募者は、市がホームページやパンフレット、その他景観の周知啓発事業などで活用すること、その際トリミングやサイズ変更を行う場合があることを許諾するものとする。
 - ・提出された写真の返却は行わない。
 - ・応募する写真の視点場（撮影場所）は富山市内に限る。
 - ・応募する写真は過去1年以内に撮影したものが望ましい。
 - ・応募する写真は一般の人が立ち入ることができる場所から撮影したものとする。
 - ・人物が写っている写真を応募するときは、肖像権の侵害等が生じないように、応募者が許可を得て応募するものとする。
 - ・応募写真に関して、第三者との間で問題が生じた場合は、市は一切責任を負わない。
 - ・本募集を通じて得た個人情報は、本募集に係る目的以外で使用しない。
- ただし、応募された写真を市ホームページに公開する場合は、応募者の希望により氏名を公表する場合がある。